

## 東かがわ市雇用対策協定

東かがわ市（以下「市」という。）と香川労働局（以下「労働局」という。）、さぬき公共職業安定所（以下「さぬき所」という。）は、市が取り組む雇用促進及び人材の確保に対して、相互に連携を密にして各施策を実施するため、以下の協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、市と労働局及びさぬき所がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、密接な連携のもと、効果的かつ効率的に雇用・人材確保対策を実施することによって、地域経済の活性化と雇用の創出、また、市民生活の向上を図ることを目的とする。

### （事業内容等）

第2条 市と労働局及びさぬき所は、前条の目的を達成するため、毎年、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況等の評価は、市と労働局及びさぬき所が共同で設置する運営協議会において行うこととする。

### （要請等）

第3条 市と労働局及びさぬき所は、それぞれが取り組む施策を推進するため相互に必要な要請ができるものとする。

2 市と労働局及びさぬき所は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

### （秘密保持）

第4条 この協定に基づく取組において、市と労働局及びさぬき所が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

### （その他）

第5条 この協定に定めのない事項については、市と労働局及びさぬき所が協議して別に定める。

2 協定締結の当事者に変更があった場合についても、新たな協定書が締結される

までの間は、本協定の内容を有効とする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、東かがわ市長及び香川労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年2月28日

東かがわ市長

香川労働局長